

兵庫県公報

平成21年10月30日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年10月30日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 15 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額については、第6条の2、第6条の3及び前項の規定に定める算定方法に準じて別に管理規程で定めるところにより算定した額とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年10月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第12号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程）

- 第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「兵庫県立加古川病院」を「兵庫県立加古川医療センター」に改める。

（病院局組織規程の一部改正）

- 第2条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の表県立加古川病院の項を次のように改める。

県立加古川医療センター	加古川市神野町神野
-------------	-----------

第10条の表県立加古川病院の款中「県立加古川病院」を「県立加古川医療センター」に改め、同款地域医療連携部の項の次に次のように加える。

生活習慣病センター	
-----------	--

救命救急センター	
----------	--

第11条の表県立加古川病院の款を次のように改める。

県立加古川医療センター	診療部	内科	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、感染症内科
		外科	外科、心臓血管外科、脳神経外科、 ^{せきん} 乳腺外科、整形外科、形成外科
		上記以外の診療科名等	精神科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉 ^{いんこう} 科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科
	生活習慣病センター		
	救命救急センター	救急科	

第24条の7を第24条の8とし、第24条の6の次に次の1条を加える。

(生活習慣病センターの業務)

第24条の7 生活習慣病センターにおいては、生活習慣病医療に関する業務をつかさどる。

第32条第1項中「県立がんセンター、県立姫路循環器病センター及び県立粒子線医療センター」を「県立加古川医療センター、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター及び県立粒子線医療センター」に改める。

第33条の表救命救急センター長の項中「県立姫路循環器病センター」を「県立加古川医療センター及び県立姫路循環器病センター」に改める。

同表精神科救急医療センター長の項の次に次のように加える。

生活習慣病センター長	県立加古川医療センターの生活習慣病センター	上司の命を受け、生活習慣病センターの業務を掌理する。
------------	-----------------------	----------------------------

第34条の表次長の項中「県立病院の部」の右に「、県立加古川医療センター生活習慣病センター」を加え、同表科部長又はセンター部長の項中「県立西宮病院の救急医療センター」の右に「、県立加古川医療センター生活習慣病センター及び救命救急センターの救急科」を加え、同表医長の項中「県立西宮病院の救急医療センター」の右に「、県立加古川医療センターの生活習慣病センター及び救命救急センターの救急科」を加える。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の(16)の次に次の1号を加える。

(17) 航空手当

第32条の3の次に次の1条を加える。

(航空手当)

第32条の4 航空手当は、職員が航空機に搭乗して行う救急の業務(当該業務を行うための教育訓練を含む。)に従事したときに、その者に対して支給する。

2 航空手当の額は、前項に規定する業務に従事した時間1時間につき、1,900円とする。

別表第9県立加古川病院の項を次のように改める。

県立加古川医療センター	職員	医長	院長 副院長	院長 副院長
-------------	----	----	-----------	-----------

			生活習慣病センター 長	生活習慣病センター 長
			生活習慣病センター 次長	生活習慣病センター 次長
			救命救急センター長 参事	救命救急センター長 参事
			診療部長	診療部長
			検査・放射線部長	検査・放射線部長
			地域医療連携部長 部長	地域医療連携部長 部長
			科部長	科部長
			医長	

別表第16地方機関の款中「診療部長」の右に「、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長」を、「検査技師長（行政職8級の者を除く。）」の右に「、県立加古川医療センターの生活習慣病センター次長」を加える。

附則に次の1項を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

23 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額については、第40条第1項から第5項まで、第42条第1項から第3項まで及び前項の規定に定める算定方法に準じて別に管理規程で定めるところにより算定した額とする。

（病院局会計規程の一部改正）

第4条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

様式第19号中「加古川病院」を「加古川医療センター」に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年11月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定中病院事業職員の給与に関する規程の附則に1項を加える部分は、公布の日から施行する。